

後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する

後期高齢者医療保険料における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた被保険者など、以下のようなケースに該当する場合は、納付の猶予制度があります。

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、各務原市役所医療保険課にご相談ください（徴収の猶予：高齢者の医療の確保に関する法律第111条、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条）。

（ケース1）災害により財産に著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）納付義務者が病気等になり、収入が著しく減少した場合

被保険者が属する世帯の世帯主が病気等にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止し収入が著しく減少した場合

被保険者又は世帯主が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、各務原市役所医療保険課にご相談ください（申請による換価の猶予：高齢者の医療の確保に関する法律第113条、地方税法15条の6）。